

平成28年第21回教育委員会定例会  
(11月21日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年11月21日(月) 午前10時11分から午後0時28分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

第59号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第60号議案 東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第61号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館の指定管理の指定についての意見聴取について

第62号議案 東京都台東区体育施設の指定管理者の指定についての意見聴取について

第63号議案 東京都台東区立少年自然の家の指定管理の指定についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

- ア 平成28年度台東区健康づくり努力児童表彰について
- イ 区立中学校選択制度の最終選択状況について

(2) 児童保育課

- ウ 保育従事職員宿舍借上げ支援事業の拡充について
- エ 認可保育所の開設について

(3) 生涯学習課

- オ 台東区生涯学習推進プラン改定の中間のまとめ(案)について

(4) スポーツ振興課

- カ 「台東区スポーツ振興基本計画」中間のまとめについて
- キ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場及び駐車場の使用許可申請について
- ク 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

- ア 区民文教委員会における報告事項等について
- イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

- ウ 平成29年度区立幼稚園及び認定こども園の申込状況について

(3) 児童保育課

- エ (仮称)ベベ・ア・パリ保育園池之端の開設中止について
- オ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

(4) 生涯学習課

- カ 横山大観旧宅及び庭園の国史跡及び名勝指定について
- コ 浅草寺伝法院(客殿・玄関)の文化財復元補助について

3 その他

午前10時11分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成28年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これを許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第59号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明を願います。

まず、第59号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第59号議案、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき提出するものでございます。

本条例の改正につきましては、区長部局が進めている案件ではございますが、条例の内容の一部、教育委員会に関連した事項が含まれておりますので、教育委員会の意見を求められているものでございます。

恐れ入りますが、別紙の参考資料をご覧ください。新旧対照表とは別に参考資料と右肩に振ってある資料がございます。

まず、項番1、番号法施行条例の概要についてでございます。平成27年6月に制定をいたしました本条例の第4条には、番号法に基づく、区長部局と教育委員会間において情報連携をする特定個人情報について規定をされております。

次に、項番2の改正理由についてでございます。情報連携をする特定個人情報の詳細につきましては、資料に記載しております、主務省令で定める命令に規定されておりますが、本年9月12日にこの命令が一部改正をされまして、新たに連携する情報が追加されましたので、それに伴い条例の一部を改正するものでございます。

次に項番3、主な改正内容についてです。条例の別表第3に、今回、新たに情報連携される特定個人情報を追加いたします。裏面をご覧ください。

追加をいたします具体的な特定個人情報につきましては、児童保育課が実施する、保育所措置入園費用の徴収に関する事務に、障害児通所支援に関する情報から、中国残留邦人等支援給付支給情報までが追加されます。

また、学務課が実施いたします、学校保健安全法による援助、及びこども子育て支援法に基づく、子どものための教育保育給付の支給事務にも資料に記載の情報が追加をされます。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。

主な改正の内容につきましては、ただいまご説明をした内容となっております。なお、現在番号法第19条、第9号を引用している条文がございますが、番号法が改正されまして、当該第9号が第10号に繰り下がりましたので、こちらにつきましてもあわせて改正をいたします。

裏面の付則をご覧ください。学務課が所管をいたします事務に関する改正は、公布の日から、その他の事務に関する改正につきましては、番号法附則第1条第5号に定める日から施行するものでございます。

それでは、議案の裏面をご覧ください。

教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。

原案どおりご決定くださるよう、お願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第59号議案については原案どおり決定いたしました。

## 第60号議案

○矢下教育長 次に、第60号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第60号議案、東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

本条例の改正につきましても、区長部局が進めている案件でございますが、幼稚園教育

職員が本条例の適用を受けるため、教育委員会の意見を求められているものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

雇用保険法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布をされまして、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とすることとされました。そのため、第13条の失業者の退職手当に関する規定及び所要の文言の整理を行うものでございます。施行日は平成29年1月1日としております。

それでは、議案の裏面をご覧ください。

教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。

本案につきましては、原案どおりご決定くださるよう、お願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第60号議案については原案どおり決定いたしました。

## 第61号議案

## 第62号議案

○矢下教育長 次に、第61号議案を議題といたします。

なお、関連する第62号議案についても一括して議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第61号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館の指定管理者の指定についての意見聴取と、第62号議案、東京都台東区体育施設の指定管理者の指定についての意見聴取についてご説明をさせていただきます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出をするものでございます。11月8日の教育委員会におきまして報告をいたしました、社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定結果に基づきまして、平成29年4月1日からの指定管理者を指定するものでございます。

指定する管理者でございます。議案を1枚おめくりいただきたいと思っております。

指定する指定管理者は、JN共同事業体、3つの団体で構成する事業体でございます。構成する事業体でございますが、代表として全体を総括します代表構成団体が、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、構成団体として、野村不動産パートナーズ株式会社と、

野村不動産ライフ&スポーツ株式会社でございます。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

選定方法につきましては、台東区指定管理者制度運営指針に基づき、公募により選考をいたしました。

恐れ入りますが、議案1枚目の裏面をご覧いただきたいと思います。教育委員会といたしましては、本議案に異存はない旨、回答をさせていただくものでございます。

簡単ではございますが、第61号議案及び第62号議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第61号議案及び第62号議案については原案どおり決定いたしました。

### 第63号議案

○矢下教育長 次に、第63号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第63号議案、東京都台東区立少年自然の家の指定管理者の指定についての意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づき提出するものでございます。

前回の本委員会におきまして、少年自然の家「霧ヶ峰学園」の次期指定管理者候補者の選定についてお諮りをいたしまして、株式会社ニッコトラストを選定しておりますが、本件につきましては、第4回区議会定例会におきまして、その指定の議決をいただくための議案を提出いたしますので、その議案についての意見を求められているものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。霧ヶ峰学園の指定管理者として指定いたしますのは、記載のとおり、株式会社ニッコトラストで、指定期間は来年4月1日からの5年間でございます。

議案1枚目の裏面をご覧ください。

本件について、教育委員会として原案に異存ない旨、回答するものでございます。

簡単ですが、63号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第63号議案については原案どおり決定いたします。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 アイ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のア及びイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、平成28年度台東区健康づくり努力児童表彰についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

本件は毎年度実施しております、健康づくり努力児童の表彰についてお諮りするものでございます。

まず、項番1、趣旨でございますが、本事業は健康づくりに努力した児童を表彰することで、児童の健康増進意欲を高めるとともに、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることを目的としております。

項番2、表彰基準でございますが、小学校6年生を対象に、心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童ということを基準に、各小学校長から2名ずつ推薦を受けておりました、その名簿は資料の裏面のとおりでございます。

次に、項番3の表彰式でございます。表彰式は本年12月9日金曜日、午後3時から区役所10階1003会議室において開催する予定でございます。各委員におかれましては、ご出席いただければ幸いです。

簡単ですが、説明は以上でございます。

続きまして、区立中学校選択制度の最終選択状況についてご説明をいたします。資料は2をご覧ください。

まず、項番1、最終選択状況でございます。資料の表は10月末の中間選択状況の公表後、選択校の変更期間を経た後の最終選択の数値でございます。各学校別に、左から入学可能者数、選択者数、選択者数のうち私立中学校等の受験予定の人数とその割合、それらを勘案して算出した入学者予測数、昨年度の選択者数の順にお示しをしております。



表中アンダーラインが引かれているものは、選択者数が入学可能者数を上回ったもの。また、そのカッコ内は各校の通学区域からの選択者数で、内数でございます。

ご覧のとおり、御徒町台東中、柏葉中、上野中、忍岡中の各中学校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。

また、前年の選択状況と比較いたしますと、選択者数全体では65人の減という状況ですが、単純比較で前年より選択者が増加した学校が、上野中、忍岡中、駒形中の3校。減少した学校が、御徒町台東中、柏葉中、浅草中、桜橋中の4校でございました。最も増加した学校は、上野中学校で53人の増。最も減少した学校は、桜橋中学校の64人の減となっております。

次に、項番2の対応案でございます。事務局といたしましては、こちらにお示しした案のとおり進めてまいりたいということでお諮りをさせていただきます。

まず、(1)は抽選についてでございますが、項番1の表にお示ししたとおり、入学可能者数を上回った4校につきましては、私立中学校等への進学状況等勘案いたしますと、最終的な入学者数は入学可能者数を下回るものと予測されますので、抽選は実施せず全員を入学予定者とさせていただきたいと考えております。

次に、(2)の転入者の選択につきましては、4月の新入学までの転入であれば、通学区域校または受け入れ可能な学校から選択できることとし、新入学後の途中転入者は原則として通学区域校とさせていただくものでございます。

資料裏面をご覧ください。(3)の区域外就学の受付でございます。表のとおり、柏葉中学校につきましては、入学者予測数が入学可能者数にかなり近いことから、その制限をさせていただき、それ以外の学校につきましては、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲で先着順に受付をしてまいります。

最後に、項番3、今後の予定でございますが、今後、順次区域外就学の受付を開始いたしまして、来年1月上旬に就学通知書を発送してまいります。

なお、本日ご協議いただいた結果につきましては、明日以降、6年生の保護者宛の通知及びホームページより周知をしてまいります。

長くなりましたが説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、学務課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 前回の中間発表を受けて、少し疑問があります。この特定の中学校における急激な減少の原因ないしは、選択制度の動向なのですが、全体的にはどのような評価をされているのですか。

○学務課長 まず、桜橋中学校でございますが、例年、東浅草小、富士小、石浜小の各小

学校からの選択者が大半を占めると、そのような傾向がございます。本年度は、東浅草小と富士小で大きく選択者を減らしていることと、石浜小の6年生が前年度に比べて24名少ないという状況がございます。選択者数が減ったと分析しております。

なお、東浅草小と富士小の減った選択者の多くは、柏葉中を選択している状況、つまり、両校から柏葉中を選択している児童が増えたという傾向が見られております。

ただ、この原因等につきましては、なかなかこちらのほうで、どのような原因でというところまでは、詳細についてはつかんではおりません。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## (2) 児童保育課 ウエ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウ及びエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 資料3をご覧ください。保育従事職員宿舎借上げ支援事業の拡充についてでございます。

第3回都議会定例会で補正予算として、これまでありました宿舎借上げ支援事業につきましては、採用から5年未満の者とされておりましたところが、6年以上の方についても適用されるという補正予算が組まれております。台東区といたしましても、東京都の補正予算に合わせ、早急に対応したいと考えておりますので、今回事業の拡大についてお諮りするものでございます。

項番2の、拡充内容をご覧ください。次の2点について拡充をいたします。

(1)対象職員の拡大です。これまで5年以内としておりました者を、6年目以降の者も対象といたします。

(2)礼金加算でございます。28年度のみとなっておりますが、29年4月1日に採用する職員につきましても、年度内に礼金等の支出が発生いたしますので、この部分について補助を出すというものでございます。11月以降の宿舎を確保した場合につきまして、2カ月分、上限16万4,000円を加算させていただきます。

項番3、スケジュールでございます。12月5日の子育て支援特別委員会でご報告をしたのち、各対象となる事業者につきましては11月分からの適用ということで事業を開始していきたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

次に、資料4をご覧ください。認可保育所の開設でございます。

台東区では、根岸四丁目の区有地を活用して、90名定員の認可保育所の誘致をしていきたいということをご報告させていただきました。この度、その事業者が決定いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

(1)の施設概要をご覧ください。(仮称)LIFE SCHOOL 根岸。開設の定員でございますが、0歳～5歳までの90名でございます。鉄骨造の4階建を予定してございます。

(2)の優先交渉権者は、社会福祉法人つぼみ会でございます。台東区では初めて保育事業に参加する事業者でございます。さいたま市で4園開設し、さいたま市を中心に活動している団体でございます。23区では、北区に認可保育園を一つ開設しているところでございます。

(3)の選定経過でございます。審査結果の欄をご覧ください。今回は3者プレゼンテーションの審査を行ってございます。

今回はいずれの事業者も規定の7割の得点率を確保しておりましたので、その上位のつぼみ会に決定をしたものでございます。

裏面をご覧ください。選定委員は資料のとおりでございます。

項番2、スケジュールでございます。本日の政策会議を経て、12月5日子育て支援特別委員会にご報告をしております。平成29年3月に区有地については貸付を行い、工事の着工に入りたいと考えてございます。竣工は平成30年1月末の予定で、4月1日の開設として進めていきたいと考えてございます。

項番3でございます。平成30年4月の開設を目指しております都営地につきましては、現在、審査を実施しているところでございます。11月28日に優先交渉権者のプレゼンテーションを経て決定をしていきたいと考えてございます。12月5日に子育て支援特別委員会にて、本件とあわせて報告をさせていただき、4月からの工事着工を目指してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、協議事項、児童保育課のウについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 この宿舎借上げ支援については、かなり効果的といいますか、ニーズもあって評価が高い事業だと聞いておりますが、今回拡充することによって、どのくらいの対象者が想定されるのでしょうか。つまり、この人材確保定着・離職防止にどのくらい貢献してくれそうなのか、その辺りのことについて教えていただけますか。

○児童保育課長 今回は6年目以降の職員ということになりますので、採用目的というよりは、離職の防止を図る目的で行うということになります。本年度はかなり多くの保育園で、経験者が別の保育園に引き抜かれるというような動きが顕著なようございまして、今、手を挙げて、この制度を活用したいと言っている事業者からは、そういった意味では引き止めに効果があるのではないか、そのように言われているところでございます。

数字につきましては、現在、もっとコアな数字になるように調査をしているところでございます。したがって、数字としてはまだ手元に持っていないところでございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、児童保育課のエについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 この開設予定対象の建物は、既に既存の建物になっているわけですか。

○児童保育課長 こちらは、台東区の建物を壊しまして、更地から新規で建設をするという物件でございます。

○樋口委員 建設主はこの事業者ですか、台東区ですか。

○児童保育課長 この社会福祉法人つむぎ会が建設をし、運営をいたします。

○末廣委員 では、定期借地権のようなものを与えるということですか。

○児童保育課長 30年の事業用定期借地権を締結する方向で進めております。

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウ及びエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 生涯学習課 オ

○矢下教育長 次に、生涯学習課のオについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、「台東区生涯学習推進プラン」中間のまとめ(案)につきましてご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

項番1、計画改定の趣旨でございます。平成23年度に策定しました推進プランが、平成28年度で計画期間が終了することに伴い、プランを改定するものでございます。

次に項番2、計画の位置付けでございます。台東区基本構想等を踏まえ、台東区教育大綱、生涯学習推進指針に基づく計画でございます。なお、プランのスポーツに係る部分につきましては、同時期に策定をいたします、台東区スポーツ振興基本計画を充てる予定でございます。

項番3、計画期間でございます。先ほどご説明したとおり5年間でございます。

資料をおめくりいただきたいと思っております。項番4、計画の概要でございます。

(1)基本理念及び(2)目指す姿でございます。本プランの改定に当たりまして、学識経験者、社会教育委員に関わる団体、公募区民などからなる改定委員会などによって検討を重ねました。台東区生涯学習推進指針や現行のプランをもとにしまして、教育大綱におけます自己実現と支えあい、学びあいの環境づくりなどを踏まえ、資料のとおり基本理念と目指す姿を決定したものでございます。

次に、(3)施策目標でございます。恐れ入りますが、資料に添付となっておりますA3版

の別添資料をご覧いただきたいと思います。

9月1日の教育委員会でもご報告をさせていただきましたとおり、現推進プランの事業につきましては、概ね計画どおり実施をしてございます。施策の目標につきましては、その際に報告をいたしました取り組みの方向性に従いまして、現行のプランと同様に、台東区生涯学習推進指針に定めた四つの施策目標を基本としてございます。それぞれの施策の方向性などにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

これらを踏まえまして、今回、目標の指標を設定をいたします。平成27年度の区民意識調査では、この1年間で生涯学習に取り組んだ区民の割合が75.3%となっております。今後も生涯学習に取り組む区民の方を増やすための各種施策を進め、今回の改定の経過期間内に生涯学習に取り組む区民の割合を80%以上にするを目標指数といたします。

また、各施策で実施する事業につきましては、事前にご送付をさせていただきました中間のまとめ（案）、冊子でございますが、こちらに記載をしてございます。この各事業につきましては、来年度の予算を査定中のため、現段階では調整中でございます。そのため、細かな事業目標値なども含め、来年1月にご報告を予定しています最終案でご報告をする予定でございます。

資料にお戻りいただきたいと思います。

項番5、今後のスケジュールでございます。1枚目、資料の裏面でございます。12月の区議会第4回定例会で報告をした後に、パブリックコメントを実施をいたしまして、その後最終案をご報告する予定でございます。

なお、今回の資料につきましては、現行計画におけます各事業の進捗状況につきましても、ご参考として冊子を一部添付をさせていただいております。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 このプランの総括はどうされるのか。

○生涯学習課長 まず、今まで教育委員会の中で現行の各事業の実施状況についてのご報告をさせていただいております。今回の資料にも各事業の進捗状況を添付させていただいております。これらを踏まえまして、各事業の実施状況を見るとともに、同じく教育委員会でもご報告をさせていただきました、前回のプランを立てた後に、教育大綱など状況が変わっておりますし、また新たに課題についても、改定委員会なども踏まえまして検討させていただきました。

それを踏まえて、まず現状の総括としましては、基本的に概ね実施ができているというように認識をして、さらにそれを踏まえた上で、今回の中間のまとめのほうに事後のものも含めまして、それぞれ個別に計画の内容記載をさせていただくものです。

○樋口委員 進捗率を見れば、概ね100%を達成していますという話ですから、これまでのところでは、当初目標にした内容については、一応、達成してきましたということだと思いますが、この区をどうしたいのかということがちょっと曖昧かなという感じがいたし

ます。

これをよく見ますと、区民がこうしなさい、こうしたほうがいいのか、ということに対して、教育委員会ないしは区が、補助的に、あるいはある一定の施設をという言い方なのですが、それではこの区をどうしたらいいのかというのが、あまり見えない。ですから重点はなんだということになるのですが、その辺はどうですか。

**○生涯学習課長** 重点といいますか、こちらも中間まとめの冊子をご覧いただきたいと思います。6ページでございます。

現行の計画の中では、理念ですとか目指す姿については、生涯学習推進指針が事実上それに当たる部分でございまして、それを踏まえた上で、特に今回、大きく変わっているのは、(2)の目指す姿の下のところに大きく二つございまして、この下のほう、「生涯学習により地域の課題解決につながる社会」というものが一番大事だと思っております。

こちらにつきましては、以前ご説明させていただきました、今回このページにも2ページから3ページにかけまして、国や都の動きというところでございますが、特に3ページ目の平成28年5月の中央教育審議会、この項目のやや下の部分でございますが、「そして」から始まる段落に、「そして、様々な機会を通じて学びを深め、自己実現や社会貢献、地域的課題解決に取り組むことができるよう」という趣旨のことと、左側のページにございますが、同じく国の中央審議会でございますが、教育委員会だけではなくて、区長部局などと積極的に連携をしていく。また、区内の各団体とも連携をしていくネットワーク型行政という部分がございます。この辺りと区民の意識調査なども踏まえて、非常に区民の方がいろいろなことをやりたいとお考えになっている。ただ、区だけでその全てが対応できるかという部分については、先ほどの国の指針などもございまして、ネットワーク型行政、区内の、それ以外の方も含めて地域の課題をいろいろな形でやっという形で考えてございます。

**○樋口委員** まさにここですと、私もここを読んだのですが、では今、区内で何が問題かといいますと、これは町会長の話ですが、町会が崩壊しつつあると。住んでいるにも関わらず、地域行事に参加しない人がいる。まさにここが大きなポイントであろうかと思いません。

ですから、町会は、それぞれの区民の相互ネットワークの形成なのです。生涯教育の中において区民の相互のネットワークや相互扶助というのが足りないなと私は申し上げたいので、この辺をもう少し支え合うような形にしたらいのではないかと思います。

**○生涯学習課長** 先ほど申し上げましたが、今回の改定に当たりまして、公募区民ですとか区内の関係団体の方に入っていて改定の委員会を行ってございます。その中で、今まさに委員のほうからお話があったように、非常に身近な課題について解決をしたいということですね。まさに町会では、新規住民が増えていますし、外国人が増えていることで文化的な感覚の違いから、いろいろと摩擦も起きていますし、そういったことについて学習をすることで、つまり先進的な事例であったり、うまくいっている事例など

を学ぶことで、自分たち自身でそれを解決できないかというご意見をいただいております。

それらを踏まえまして、地域の課題についてできるようにしていきたいという趣旨で、今後、細かい事業は今いろいろと調整をしているところでございますが、その趣旨を踏まえて計画については改定を進めていきたいと考えております。

○垣内委員 別の視点から2点ほどございます。10ページの意識調査から見ると、やはり皆さん、趣味的なものをやりたいということですね。音楽や美術、それから次にやりたいのが料理や和裁。その後、文学などが来て、ボランティアは少しそれに比べると低い。

だから、多分いろいろなセグメントがあって、社会に役立ちたいという方もいらっしゃるんですが、かなりの方は心豊かに過ごしたいと考えている。いろんな区民の方々のニーズをくみ上げなければいけないわけですから、6ページの一番上のところが気になります。ここは学習って何のために学習をするのかということと関係があって、もちろん地域に還元したい方もいらっしゃるでしょうし、自分のために勉強したい方もいらっしゃるで、その辺が若干気になってしまう部分があります。

おそらく、最初は心豊かに、そのうちに心の豊かさをほかの方にも分け与えたいというような気持ちにステップアップしていく方も中にはいらっしゃるでしょうし、その連続するベクトルの先に地域社会をネットワークしていくという道筋が見えてくるのかなという気がいたします。基本的にはとてもいいのですが、最初はやはり、誰でも、どこでも、やりたいことができるという条件整備が必要ですが、この点はどこに入っているのか。

一方、最後のところに目標がついていて、27ページです。5年後の目標指標が「生涯学習に取り組む区民の割合80%以上」となっていて、そうなのかなと思うのですが、たくさんの方が取り組んでいて、そこから次のステップに出る人がきて、それがいろいろなネットワークにつながって、それがさらに生涯学習がうまくできるような条件整備につながって、この基本理念につながるみたいところがもう少し明確に見えたほうがいいのかと思います。

おそらく、生涯学習をやる方が、急に自分たちがまちのために何かをするということから始める、それは非常に少ないのではないかと思います。次第に学習成果を社会、地域に還元したりというように進んでいくのではないかなという気がするのですが、その辺の大きな全体像が見えたほうがいいのかと思います。委員会の中でそういった議論もなされたのかもしれないので、そこをご紹介いただければというのが1点目です。

2点目は、この進捗状況の中で、ほとんどが100%なのですが、例えば、(3)の成人の学習支援、商店街外国人観光客おもてなし支援を見ると、50%の進捗率。計画の中でも39ページにそのまま記載されていますが、進捗が半分ぐらいなのは、平成27度からなのでまだあまり時間がたっていないからなのではないでしょうか。通常こうした進捗率が半分ぐらいのものは幾つかあるのですが、こういう場合は何か課題があるので、組み替えるとか、改善するとか、あるいは方向性が違っていたので他のものにするとかが一般的だと思いますが、この

辺りはいかがなのでしょうか。

**○生涯学習課長** まず、最初のご質問でございます。自己啓発として生涯学習を希望されている方が多いということは事実でございますが、そちらにつきましては、既存でもラーニングスクエアを私どものほうでやってございますが、そういった事業で取り組むための意識づくりをするための生涯学習というよりは、自己啓発に近い形の講座などもやってございます。

その上で、こちらの中間まとめの15ページをご覧いただきたいのですが、一番下に円グラフがございます。こちらは28年度の区政サポーターのアンケート表でございますが、「生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かしたいと思う」という問いに、「思う」という方が45.5%、「どちらかと言えば思う」という方を加えますと8割を超えるということがございます。自己啓発で完結される方もいらっしゃると思いますが、一方でこういう数字も出てございまして、まさに多様な方がいらっしゃるのではないかと思います。

自己啓発的な部分については、先ほど一部、低いものもございましたが、基本的には既存の事業のほうで概ね進められているという点がございまして、今後、見直しをかけるにしても、大筋についてはそちらのほうで対応できないかなと判断してございます。その上で、こちらのほうに自分が学んだことを生かしていきたいという、そういう意識を持つ方がいらっしゃいますので、こういった方々に対して、今回、地域課題ですとか、学習成果がより生かせるような形ということを踏まえた上で、目指す姿のほうはこの二つにさせていただいたところでございます。

各事業の進捗状況でございますが、私ども生涯学習課もしくは教育委員会以外の庁内の各課でやっているものもございまして、進捗の状況については私どもも完全に把握をしているわけではございませんが、基本的にはこのように事業の進捗を毎年確認をしております。ですので、当然、何か問題があるかどうかという確認を必ずしてございますので、改善を今後も図っていきますし、私どものほうからも所管課のほうにはその旨、申し入れをしたいと考えております。

**○末廣委員** 今のその進捗状況の問題ですけれども、それぞれの事業が50%とか60%、70%ぐらいしかないものがあるのですが、それぞれ事情がいろいろと違うと思います。区民の関心が低いのか、あるいは、あまりこういう事業は必要としないと思うのか。そのようなことを分析するのは大変だと思いますが、やはり今検討なさっているということで、よくまとめてはありますが、その理由をある程度、考えていくというのが必要だと思います。

**○生涯学習課長** 私どものほうで、この各事業の進捗については、毎年1回進捗状況の確認をさせていただいてございます。それを踏まえた上で執行率の低いところについては、私どものほうからも内容については確認をして、改善を図れるように働きかけをしていきたいと思っております。



○樋口委員 15ページのサンプル数が143に対して、その前の意識調査は1,054で、75.3%の回収率。これは非常に高いとは思いますが、ここは回答している方が別なんですよね。

○垣内委員 区政サポーターって誰ですかということですね。

○樋口委員 そうですね。こっちの人とこっちの人とは違うので、そこは多少差がつくと思うのです。

○生涯学習課長 今、お話のございましたとおり、区政サポーターにつきましては、区が募集した区政について意見を出してくれる方のことで、母数が非常に少ない形になっております。

先ほどの区民の意識調査については、先ほど申し上げたとおり、約2,000人に一斉に送りますので、基本的な区民の考え方は、区民意識調査のほうでわかるかなと思っておりますが、その一方で、区政サポーターのほうでは8割ぐらいという数字も出ていますので、これも無視することができないというか、同列といいますか、一つの事実として認識をしているものでございます。

○垣内委員 区政サポーターの方々は、そもそも意識が高く、区に協力しようという方々の集団であろうと思われまますので、生涯学習を行って、身につけた知識があれば、それは生かしたいと思われるのは非常によくわかります。ただ一方で、これはおそらく、無作為抽出の区民調査だと思いますが、普通の区民の方、およそ20万人のうち2,000人といえば、だいたい代表性はあるだろうと思いますが、区民のかなりの方は自己啓発的な部分に期待するところも大きいかなと思います。

ただ、ボランティアなどに必要な知識や技能を身につけたいという方も、複数回答ですけれども、1.7%ということもありますし、区民サポーターの方のようなご意見もあるしということで、全体像として区が区民の方々の税金を使ってやる場合も、どこかだけということではなくて、軸合わせも非常に重要だなという感じがしたものですから、先ほど意見を言わせていただきました。でも、もうそれについては、既に手当してあるというお話でしたので、納得いたしました。

○高森委員 いつもこの詳細な分析をしていらっしゃるなど感心するのですが、中間のまとめ(案)の9ページ、先ほどから委員の方からもご指摘があったように、このパーセンテージが、23年度と比較して大幅に増加していますよね。26.7ポイント増加していると。そういったことで、一見この数字を見ると格段に成果が出たというように思えるのですが、問題は、例えば(1)番に、「この1年間に生涯学習をしたことがある」と答えた人が75.3%いますが、どのような設問でこの質問を投げかけているのかを知りたいのです。

というのは、その設問における生涯学習という言葉の定義は何であるか。つまり、何をもって生涯学習として区民が判断をして、ここに数字を入れたかということなんです。生涯学習の内容、質、期間、回数、継続性、頻度、それから当然アンケートを実施した年齢層ですね。さまざまな基準があって、その基準があるかないかによって回答の仕方が変わってくると思うのです。例えば、図書館に1年間に1回行って、本を1冊借りて読んだ。

これも生涯学習としてカウントするのか。美術館や博物館に1年に1回行って勉強をした。これも生涯学習なのか。1日1時間、テレビのドキュメンタリー番組を見た。これも生涯学習というのか。あるいは、料理をつくる時に料理本を参考にしてつくった。これも生涯学習なのか。どこまでを生涯学習とするのか。あるいは、いろいろな文化的団体、スポーツ的な団体に関わって活動したことだけを生涯学習とするのか。いろいろな取組みがあると思うのですが、どのような設問で生涯学習という言葉で定義しているかを知りたいというのが1点です。

2点目は、10ページ目の(4)番と(5)番の無回答の方が24.7%いますね。100から24.7を引くと、75.3という数字が偶然出てくるのですが、これによって算定していないでしょうねという、その確認をしたいです。

それからもう一つ、43ページ目。ここの事業名の中に、上下2段の上のほうになりますけれども、(仮称)台東区民カレッジの展開となっていますが、いつの段階でこれが入ったのか私も記憶はしていませんが、新規の取組みではないことはわかるんです。「(新)」が入っていませんから。ただ、まだ仮称のままなのでしょうか。何かここは進展がその後あったのでしょうか。

**○生涯学習課長** 順番に一つずつお答えさせていただきます。

まず、調査のほうでございますが、広報課のほうで行っている、台東区民の意識調査でございます。台東区内在住の満20歳以上の男女の個人に対して無作為抽出で調査を行っております。回収率は、27年度は70.3%ございました。こちらについての設問の仕方は、先ほど1回でもやったことがあるかどうかということも含まれているのですが、そういうことも含めて、生涯学習についてやったことがあるのかということで、スポーツですとか、ここの設問に書いてございますが、これについてやったことがあるかどうかということも複数回答で求めております。従いまして、23年度のときの調査と比べて、数字が上がっているのは、私どもの推測では、今回スポーツに関しての数字が非常に高くなっていて、これまでは、例えば散歩をすることは単なる散歩だという意識であったものが、これは健康づくりのためのウォーキングなんだと意識が変わられた。これは散歩ではなくて生涯学習なんだという意識の変化が恐らくあったのではないかと私どもは推測をしております。そのため、非常に大きく伸びたと考えております。

他の自治体、もしくは国の例を見ましても、同じような設問で、生涯学習をしたことがあるかないかという回答は50%~60%ぐらいが一般的でございます。台東区は非常にそういった意味では、区民の方の意識が非常に大きく変わったことが、今回のような結果が出たのかなということでございます。

**○高森委員** わかりました。生涯学習に対する意識が変わったということなのですね。そういうことでいえば、散歩であろうがジョギングであろうが、自分が今までしてきたことも、生涯学習という位置づけの中で捉えることができるという区民の意識が変わった、それはすごくいいことだと思いますね。

ただ、よく考えると、人生はずっと生涯学習です。そう考えれば、80%が目標ではなくて、恐らく100%ではないですか。目標設定どころではなく、ありとあらゆることが。

**○生涯学習課長** 実は、他の自治体、もしくは国の調査、同じような同種の調査も含めて検討したところでございます。他の自治体等においても、同じような設問に対して、50%~60%の方がやったことがあるという調査が出ております。逆にできなかった、やらなかったという設問で調査している自体などもありまして、そういったところは逆に40%以上ができない、仕事が忙しくてできないなどの理由が多いのですが、明確に生涯学習をしていないと答えているケースも調査の中にございました。そういうところは、概ね50%~60%はやったことがある。逆に40%ぐらいはできません、やりませんという数字が出てございます。

その辺りを踏まえて、台東区は75.3%という非常に高い数字が出まして、これについては目標設定をする際にいろいろと改定委員会の中でも検討させていただきました。ただ、どうしても一定数は生涯学習ができないという方もいらっしゃるのではないかとということも踏まえて、また他の自治体、国の調査と比べても台東区は非常に高い数字となつてございます。その辺を踏まえまして、80%という目標設定をさせていただいたところでございます。

続けて、先ほどご質問のありました区民カレッジの件でございますが、区民カレッジについては前回のプランのほうにも記載をしております。今回の改定計画のほうでも区民カレッジについては記載をしております。21ページでございますが、先ほどの今後の新しい方向性を考える上で台東区だけではなくて、区内各団体などのご協力をいただきながら多様なニーズに対応して、自己啓発であったり、もしくは地域の課題に対して自分たちの学んだことを発揮していきたいと、そういったものについてもこういったものの中で今後、対応していけないかということで考えてございます。

中身につきましては、関係する区外の団体、区の内部もそうですが、非常に大きい各団体等のご協力を得なければいけないことから、現在いろいろとご意見をいただいたり、調整をしていくことがございまして、それを含めて現在検討中でございます。名称も、それを含めてまだ仮という形でやらせていただいているものでございます。

**○樋口委員** 例えば58ページなどもそうですが、区民課や危機災害対策課といった、区全体で生涯学習推進プランを実施しようという姿勢が、この報告書からは見えるのですが、この辺の調整というのは。例えば、区民課の「外国人とのコミュニケーションのための日本語講座」というのは、区民課がやりますよということですが、ここと生涯教育と生涯学習がどう連携するのか。そして、誰がやるのか。

ここには、総花的にいろいろと書いてありますが、ここで一番重要なのは人材の問題で、誰がやるかといったら、それぞれの課が何をしますということで、ばらばらにやるとやはり見えてこない。それを中心的に教育委員会が行うということなのか。その辺はどういう考えているのか教えてください。

○生涯学習課長 今回のこのプランの各事業につきましては、各課のほうで行う、または行う予定である事業を記載させていただいております。これにつきましては、先ほど申しましたプランを作成する際に、まず庁内各課とも協議を行っておりまして、私どものほうの基本的な考え方を示した上で、それぞれの課でやっている事業の中でそれに協力をしていただける、もしくはそれに関連するような事業については、生涯学習推進プランに入れさせていただいて、その上で年に1回、実績の調査を行う。また、どれぐらい進捗しているかという調査を行うとともに、庁内の検討委員会もあわせて行っておりまして、それぞれの事業の実施状況と、またその方向性などについては、庁内で連絡ができるようにして進めているところでございます。

○樋口委員 追加ですが、例えば今の58ページの区民課の問題などは、まさに学校をうまく利用して、空き時間や空き教室、または生涯学習センターの空いている施設を利用できるし、なおかつそれぞれの学校にお子さんがいれば、学校におけるコミュニケーションの不足等々の問題も顕在化しているであろうと思われるので、区民課と教育委員会が共同で行うというようにしたほうが事業の概要がもっと明確になるし、効果的な事業展開ができるのではないかと思いますので、その辺りを精査をしていただきたいと思います。

事業内容としては非常にいい内容なのですが、効果的にやるためにはもう少し複合的に課をまたいで行ったほうがいいのではないかと。特に施設利用の場合には、積極的に社会教育館ないしは生涯学習センターや学校を使って、また人材においては、講師がいるわけですので、その講師をうまく使って進めるという手もあるかと思います。よろしく願います。

○垣内委員 18ページから改定の基本方針ということで、(1)が施策の体系、(2)が施策の目標と取り組みになっていて、目標1から目標6まであるわけですけれども、通常はこの「施策の方向」と「施策」、それから「課題解決のための主な取り組み」というのが書いてあるだけなのですが、21ページの「施策の目標2」というところだけが「(仮称)台東区民カレッジ事業の展開」ということで、1ページにわたって書かれていて、ある意味、目玉の施策なのかなというように感じました。

あわせて、先ほどの資料でいうと、進捗状況としては50%ということですよ。しかも担当は生涯学習課なのです。ということは、何かここに問題があり、だから拡充することなのか、その辺はどうなのでしょうかとというのが、すごい気になるのですが。

○生涯学習課長 先ほどご説明しました、地域全体のネットワーク行政という新しい考え方を踏まえて、いろいろと検討しておりますが、なかなか新しい概念で、実際の事業と結びつけようとした場合に、なかなか先ほどの話ではないですが、理念と、もったこうしたほうがいいのではないかとというような具体的な話などもありまして、その辺を踏まえて検討が遅れぎみでございます。進捗についてはこういう状況ではございますが、今回プランの中で、具体的なこのような形を出させていただきました。今後また、関係団体や庁内で連携をして意見をまとめながら具体的な、今までいただいたご意見を踏まえた上で、形づ

くっていきたいと考えております。

○矢下教育長 言い訳になってしまうかもしれませんが、いろいろとご意見を今回いただけたので、これから最終に向けて事務局としても、できるだけ反映できることは反映をしたほうがいいと思っています。

そして、最初に樋口委員がおっしゃった町会長の話は、実は区民カレッジにもつながってまいりますし、台東区では遅れていますけれども、まさしく区民課が行う、住民との協同参画型の事業の話にもつながってくる話です。

区民カレッジが、行政計画に出ていたんですが、私も反対した1人だったので強く言えないのですが、区長部局では、単なる事業としての区民カレッジを新設するのは嫌だとはっきり言いました。町会など全部巻き込んだような形でやっけないと、施設は足りない、サービスを提供する人はいない、行政もお金が十分ではないということになってしまう。生涯学習のニーズに耐え得るためには、やはりみんなを巻き込んだ次のステップを考えなくては行けない。実は区長部局としては、区民カレッジは、ただの事業ではなくて、それこそ全部再構成していくような、あるいはそこまできなくても、パイロット的にクリエイティブな事業になってほしいという言い方を、現副区長、あるいは私もそうやってきた1人です。ですから、今回教育委員会に出させていただいたのは、私なんかも言っているせいもあるのかもしれませんが、このような形で出てきて、次につなげていきたいと思っています。

いずれにしても、これで納得していただくために話をしているわけではないのですが、いろいろ問題もあるのですが、少なくともこれまでの進捗状況を踏まえて、事務局が次の段階に進もうとしている努力をしていることは、委員の皆様方にもご理解をいただきたいなと思っています。

○高森委員 中間のまとめとしては、これで承認をしたいと私は思います。

○垣内委員 もしそうであるならば、この区民カレッジというものは、目標2のところではなくて、目標1～6が全部連携する大きなものと位置付けたらどうですか。

○矢下教育長 実は次の手を今考えていまして、区民カレッジについては、できればもう少し、遅れてもいいので、きちんと検討させてもらいたいなど、今、区長部局にお願いをしているところです。

ですので、このプランの中で大きな展開になるのか、別立てでもっとはつきり打ち出すのか、場合によっては手戻りになるのか、もう一度、生涯学習課で調整させていただければと思っています。

それでは、生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (4) スポーツ振興課 カキク

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のカからクについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課 それでは、まず「台東区スポーツ振興基本計画」中間のまとめ（案）についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

はじめに、項番1、策定の趣旨でございます。平成21年度に台東区スポーツ振興基本計画を策定し、総合型地域スポーツクラブの設立や、たなかスポーツプラザの開館など、さまざまなスポーツ振興に取り組んでまいりました。また、オリパラ東京大会の開催決定など、社会情勢の変化を踏まえ、本年度、新たな計画を策定することといたしました。

次に項番2、3、計画の位置づけ及び期間でございます。本計画は、スポーツ基本法10条の計画に位置づけられ、台東区基本構想、台東区教育大綱など、関連計画と連携・調和する計画でございます。

計画期間は平成29年度から10年間とし、社会情勢や施策の進捗状況により5年を目途に見直しを行う予定でございます。

次に項番4、基本理念及び基本目標でございます。恐れ入ります。次の資料の別紙1、A3版の資料をご覧ください。

9月の教育委員会にご報告させていただいたとおり、現行のスポーツ振興基本計画の事業は概ね計画どおりに達成され、さらに各種基礎調査の結果から、区民のスポーツ実施率や子供の体力は向上していることがわかりました。本計画を策定するに当たり、学識経験者、スポーツ団体、公募区民などで構成される策定委員会において検討を重ね、現行計画の「だれもがスポーツに親しみ、生涯を通じてこころ豊かに暮らせる生涯スポーツ社会の実現」という考えは、新たな計画でも引き継ぐべきとの結論に達しました。

その上で、新たな計画の考え方として重視することとしたものが2点ございます。

一つ目は障害者スポーツ振興の必要性です。スポーツ基本法の改正により、スポーツが権利として位置づけられ、障害があってもスポーツに親しめる環境づくりの必要性が高まっております。また、障害者スポーツは、障害の有無に関わらず同じルールで一緒に楽しめるため、障害のある方とない方の相互理解に大きく寄与するものでございます。パラリンピック東京大会を障害者スポーツ振興の契機として取り組み、障害者スポーツ振興により相互理解や共生社会の実現につなげてまいります。

二つ目は、オリパラ東京大会の開催決定です。区では、オリパラに向けた台東区の取り組み方針や、オリパラ教育プランを他に先駆けて策定し取り組んでおりますが、スポーツ振興にとっても東京大会は大きな契機となると考えております。そのため、全ての計画事業の実施に当たっては、オリパラの気運醸成やオリパラ後のレガシーを見すえてスポーツ振興に取り組むことが必要と考えております。

これらの検討から、基本理念は、「スポーツで みんなが つながり 輝く 台東区」

といたしました。また、基本目標は長期総合計画と整合する事業面の目標と、施策面の目標に加え、障害者スポーツ振興を加えた三つで構成したいと考えております。

基本目標1は、事業面の目標である「生涯スポーツ社会の実現」でございます。目標値は成人の週1回以上のスポーツ実施率を、東京都の目標でもある世界最高水準の70%まで向上させることを数値目標とし、運動習慣の基礎となる、子供の体力向上を重点施策としていきます。

基本目標2は、施設面の目標である「スポーツのできる環境の整備」でございます。目標値は、区立スポーツ施設の年間利用者数を数値目標とし、現在の非常に高いスポーツ施設の利用率を維持しながら年間70万人を目指してまいります。

基本目標3は、障害者スポーツ推進に関する目標である「スポーツにより支えあう社会の実現（障害者スポーツの推進）」でございます。目標値は、区民の障害者スポーツに対する関心を、スポーツの実施率と同じく70%まで高めることを数値目標とし、パラリンピックの気運醸成にかかわる重点施策を設けます。さらに、この資料、一番下の四角でご覧いただきたいのですが、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後を見すえた視点を全ての基本目標に入れ、スポーツ振興につなげてまいります。

また、計画に位置づけられている事業につきましては、事前にお配りいたしました冊子、中間のまとめの案、35ページ以降に記載しておりますのでご覧いただければと思います。

掲載している事業につきましては、全庁的な検討を行い、あくまでも案でございますが、事業数が126、うち再掲事業が28、17の新規事業を計画しております。

現在、来年度予算の策定中であり、事業の目標値など、一部表記をしております。細かな事業の目標値などは、1月下旬に本案としてご報告する予定でございます。

また、基本目標2の重点施策、台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設の整備につきましては、整備内容につきまして現在、関係部署と検討中でございます。本文の表記につきましては今後、変わることもなることがございますので、ご了承いただきたいと存じます。

今後の予定は、資料、項番5番のとおりですが、パブリックコメントの実施に当たりましては、体育施設への周知のほか、体育団体への会合等でも周知を行うことで、スポーツに関係の深い方の意見を反映できるよう努めてまいります。

なお、別紙2といたしまして、前回ご報告した、現行計画における関連事業の進捗状況を参考におつけさせていただきました。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○スポーツ振興課長** 続きまして、台東リバーサイドスポーツセンター、陸上競技場及び駐車場の使用許可申請につきましてご説明いたします。資料7をご覧ください。

こちらは例年どおり、本区の保護課を通じまして、東京都福祉保健局長より山谷地域日雇労働者の越冬相談所設置を目的として、陸上競技場管理棟と駐車場の使用許可申請が上がっております。12月27日火曜日より、28日水曜日に設営を行い、12月29日木曜日に相談

を受け付けする予定となっております。相談は午前中に終え、翌日12月30日金曜日までにかき撤去作業を行います。

本申請につきましては、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

**○スポーツ振興課長** 続きまして、体育施設の事前使用承認につきましてご説明申し上げます。資料8をご覧ください。

こちらは、荒川河川敷運動公園運動場につきまして、台東区の少年軟式野球連盟及び台東区サッカー連盟より、平成29年度の年間優先利用枠につきまして、申請が別紙のところがございます。

次に、江戸川河川敷野球場につきまして、台東区軟式野球連盟より、平成29年度の年間優先利用につきまして、申請が別紙のとおりでございます。

また、台東リバーサイドスポーツセンター、たなかスポーツプラザ、柳北スポーツプラザ、清島温水プールにつきましても、平成29年度の年間優先利用についての申請が別紙のとおりでございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

**○矢下教育長** ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、スポーツ振興課の力について、何かご質問はございませんか。

**○樋口委員** 先ほどにつながる話なのですが、やはりスポーツをする場がないというご意見があるようですね。プレイパークというものもあるようですが、公園をもう少し有効に使ったらどうかという感じがするのです。使っている人が少なく感じる公園もあるに思いますので。そこでボール遊びをするというのも今は難しいのかもしれませんが、昔、我々のころは公園に行って、みんなでドッジボールとかした経験があるので、そこを考えたほうがいいと思います。それから、スポーツジムのことですが、ストレッチをするスペースがないなという感じがするのですが、どうでしょうか。

**○スポーツ振興課長** 最初のご質問についてですが、私どもも子供たちがのびのびと運動のできる場所の整備ということで、計画の事業でのせていまして、公園のほうは、確かにかたいボールは今、台東区の場合はできないことになっておりますが、かたいボールができるスポーツコーナーというのですか、エリアを区切っている公園もございます。スポーツ振興課としては、公園は公園課のほうが所管しておりますけれども、ぜひその辺は見直しをして、ぜひ、スポーツができる場としてしていきたいという要望は入れております。

また、二つ目のストレッチについてですが、ストレッチは確かに運動する前、後、大事なことで、疲労の軽減とかけがいの防止などあると思います。本区も、場所と言えばリバーサイドスポーツセンター、それから生涯学習センターにトレーニングルームがございまして、ストレッチスペースを設けております。生涯学習センターは、この10月に拡大してい



まして、1人でもできるようにビデオを置いたりしております。ただ、急に始める方などもいらっしゃると思いますので、そういう方は中にいるトレーナーに、初回者講習会というのを必ずやっているの、そういうところでもっと充実していくようにしていきたいと思えます。

**○末廣委員** 第一に、子供の体力の向上、これは重点の一つということで、これは非常に結構なことだと思います。それで、数字を見ますと、例えば9ページなどは、小学生は全国平均よりもいいですが、中学生になると平均を下回る。どうしてこうなるのか。学校も一生懸命考えてやっていると思いますが、まだこういう状況であるということですから、園、学校、区とが情報交換して、どのようにして区内の子供たちの体力を向上させるか、積極的に研究するなど、いろいろと試みていくということが必要ではないかと思えます。

**○スポーツ振興課長** 基本目標1では、生涯にわたって運動をしていただくには、やはり子供のころからの運動習慣が大事だということで載せさせていただきました。学校とかの連携も、学校体育で子供たちは運動しているのですが、それ以外の場所についてはスポーツ少年団とか、あと、苦手な種目の克服ができるような取り組み事業、イベント的なもの、そういうところで取り組んでいきたいと思えます。

**○末廣委員** やはりスポーツは楽しいものだとすることを教えるというか、実際にやってみれば楽しいわけですから、もちろん、学校だけでなく、スポーツのクラブはいろいろとありますので、そういうところでもやっていると思いますが、どういう理由か、中学校に入ると運動をする機会が減ることなのか。それは受験勉強とか、そういうことが理由にもあると思いますが、それは他の区であっても条件はみんな同じですから、どうして下がってしまうのかなというのが、前から気になっていました。

**○高森委員** 私のほうからも、今、末廣委員からご指摘のあったことで、二、三伺いたいのですが、先立て、幼児期の身体活動のことについて指導課長とも個人的にお話ししましたが、この中間まとめでいうと、例えば23ページの中段に、幼児期のことについて、下段に、児童・生徒のことについて書いてあります。これは検討中ということで、具体的な取り組みは示されていませんが、気にしておかなければいけないのは、幼児期と児童・生徒の体力向上という視点で、とても重要な部分があって、幼児期はやはりスポーツというよりも、例えば陸上競技だとか野球とか、そういった競い合うようなスポーツとしての視点で子供たちの体力向上を考えていくというよりも、23ページの中段にも書いてありますように、身体の使い方を学ぶということのほうが、小さいころは重要だという話をしたので

す。

文部科学省の幼児期運動指針にも示されているような体の基本的な動き、それこそ、座る、立つ、階段を上がる、体をひねる、物を握る、ぶら下がる、そういった基本的な運動能力を、身体能力を高めていくのがこの幼児期です。それがこの年代のスポーツないし、体育教育だと思うのです。

先ほどプレイパークの話もありましたけれども、今回の庶務課の報告事項アの資料9の5

ページ目に、議員から「乳幼児・未就園児に対するスポーツの場がない」とありますが、私は、乳幼児・就園児期にはスポーツの場ほど大きな場所はいらないと思います。乳幼児だって、手を握ったり、首を動かしたりすることも、寝返りをする 것도スポーツ、はいはいをすることもスポーツですから、運動ですので、そういったことをする機会は当然たくさん設けなければいけない。でも、あえて場をつくる、例えばプレイパークをつくって対応することまでは必要ないと思うのです。そういった意味で、幼児期のこの体力の向上というのは少し視点が違うのかなという気がいたしました。

ここからが、いよいよ本題なのですが、今回の中間まとめの42ページの事業ナンバーは振ってありませんけれども、上から3段目の事業名「幼稚園等へのスポーツ専門指導員の配置」、これが教育委員会の肝いりの政策で、もう既にかなり実施されていると思いますが、このことについての成果だとか、あるいはこのことに関しての現場の声、教員や保護者の声というのは何か聞いていらっしゃるのでしょうか。

**○教育支援館長** これは業者に委託して、それで月に1回程度、各保育園、幼稚園、こども園に行き指導をするということになっております。まず、指導する内容については年間でスケジュールを立てるとともに、園長と利用者でこういう形で、こういうときにこれをやって、このときには水泳をやって、この時期には運動会が近くなるので組み体操の練習をやってという内容はできています。

セントラルスポーツのほうでやはり一番重視しているのは、数ある基本動作の中で、36とか48とか学者さんによっていろいろと違うんですけども、それをいかに数の多い基本動作を子供たちに経験させていくかということを中心にしてやっていて、それを保育士あるいは教員が見ていて、なるほどこういう動作を入れるにはマットをこうやって斜めにしたりすることによってできるんだなということがわかっています。

とにかく新しい基本動作を入れるときというのは子供にとって見れば、今までの生活では経験のない不自然な動きを経験することになりますので、当然、補助の仕方というのも、素人ではないんですけども、体育専門ではない教員にはなかなか補助の仕方はわからないので、そういうセントラルスポーツの職員から学んでそれを実践して、それを保育の中に生かしていくという、そのような形でやっております。

**○高森委員** セントラルスポーツで行われている練習風景を見たことがあるのですが、確かに指導員はしっかりとした理念、哲学に基づいて指導しているし、技術の面でもしっかりとした指導をしていると私も思いました。ただ、どうしても技術が優先しているところが実はあって、できる子とできない子の差がどんどん開いていくんですね。やはり、指導員の方は、できる子への指導はしやすいようなのですが、できない子に対する働きかけがちょっと苦手なところがあるような気がいたします。できる子はどんどん次の級、次の級へと上がるのですが、できない子供たちは級が上がっていかないのです。

様子を見てみると、今言ったような細かな身体活動、例えば、前転をするときは、首を下に入れることによってけがを防げるとか、体のひねり方、逆立ちの仕方、鉄棒のぶら下

がり方、細かなことの意味ということまで、さすがに子供たちに教育はしていないんですよ。当然、わからないと思うのですが、でもそれは、教える側が意識して、理解をしてやっているかやっていないかというのは大きなところがあると思います。できない子は、できないからほっておけばいいということではなくて、できない子は何が足りなくて、どう働きかけをすればその子はできるようになるのか、人数も多いですから、そこまで手厚く、短い時間で指導していくのはなかなか難しいなというのはわかるのですが、子供たちの側からすると、やらされている感が強くなってくるんです。そうすると、できない子はどんどんできなくなってしまう。何か意義づけをして子供に働きかけてくれば、できない子もやるようになるのでしょうけれども、そういったことを私は感じました。

ただ、今おっしゃった、各園でやっておられる事は、先生方に対する指導も兼ねているということですよ。運動の、体を動かす、身体活動を先生方も詳しく知らないから、先生方への指導にもなっているということで、これはある意味、子供たちだけではなくて先生方との、相乗効果も図られているのかなと安心いたしました。

今後とも引き続きよろしくお願いたします。

**○垣内委員** フィジカルプロデューサーというのはどういう方ですか。私たちの分野で、プロデューサーというのは、人とお金をうまく組み合わせて舞台をつくるような方のことなのですが、どういう方なのかと思いましたので教えてください。

**○スポーツ振興課長** 台東区スポーツ振興独自の名称と言いますか用語です。この冊子の14ページが一番下に書かせていただいて、スポーツの基礎となる正しい動作を身につけるため、フィジカルプロデューサーを任命しており、具体的には、この方は、策定委員の副委員長でもあるのですが、ラジオ体操をご指導されている講師の方で、台東区ともゆかりのある方で、ラジオ体操連盟で夏のラジオ体操の指導、あとは指導者講習会でも20年近く来ていただいている方でございます。

また、ラジオ体操のみならず子供から大人までのストレッチ教室とか、あとは介護予防の事業などもやっていただいております、ぜひ、そうしたノウハウを台東区のスポーツ振興に役立てていただきたいということで任命をいたしました。

今年度実施した事業は、例えば、上野小学校の体育朝会でラジオ体操の指導、あとは運動会に来ていただきました。また、体育協会で行っているシニアスポーツの推進ということで、ゴムを使ったらくらく運動教室ですとか、当然、ラジオ体操の指導ですとか、そういうことをやっていただいて、区民の方に競技スポーツではない、こうしたスポーツ振興を広めていきたいということで、この方を活用して指導していくという事業でございます。

**○垣内委員** お一人だけですか。

**○スポーツ振興課長** はい。今のところお一人だけです。

**○高森委員** 89ページの、先ほど廣部課長から、オリンピック・パラリンピックの話がありましたけれども、この89ページが一番下、大会後のレガシーというところで、二つほど項目が上げてありますが、ぜひ、オリンピックが開催されたそれぞれの国で、大会後どの

ようなものが残っているのか、どのような取り組みをされているのかということなど、海外の事例も調べていただきたいなと思います。

○スポーツ振興課長 調べておきます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、スポーツ振興課のキについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、スポーツ振興課のクについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それではスポーツ振興課のカからクについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、9月に行われました、区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について、資料9でご説明をいたします。

区民文教委員会は、9月30日に行われました。議案は1件でございます。東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、東京都の条例の一部改正に準じて、学校医等の公務災害に関する介護保障の限度額及び他の法律による給付等の調整率について、本区条例の一部改正を行う旨、説明をいたしました。

委員から質問・要望等はありませんで、原案どおり決定をされました。

続きまして、報告事項は9件ございますが、主なものをご説明をいたします。

はじめに、(2)蔵前小学校改築の進捗状況について、事務局副参事から、校舎の解体工事、仮校舎への通学の安全確保に係る「めぐりんの活用」や「集団登校」の状況、今後の予定について説明をいたしました。

委員からは、帰宅時にめぐりんへ乗り遅れている子供がいたが、安全への配慮を願いたい。また、こどもクラブの児童についての認識は違っているのではないかというご意見を

いただいております。

これに対し、こどもクラブへの登室は、登下校の一環と考えており、9月12日からはめぐりんを利用している。こどもクラブ職員の協力も得ながら、特段の支障が無い限り、今後とも現状で対応していくことを考えている旨、答弁をいたしております。

2ページをお開きください。

3つ目の質問でございます。来年度の体制について、現在と同じような安全対策が継続できるよう取り組んでいただきたいというご意見に対しまして、現在の体制で一定程度の安全は確保されている。本年9月からの対応であったけれども、来年は新入学の1年生へ4月から対応することとなるので、十分に配慮しながら対応していきたいと答弁をいたしております。

続きまして、(4)平成28年度台東区総合学力総合学力調査結果について、指導課長から報告をいたしました。

委員からは、理科が今年度は大幅に下がってしまった。事業改善推進プランに基づき対応しているとは思いますが、今年度の状況をどのように考えているのかと質問があり、理科の学力向上は重い課題であると認識している。原因としては、理科・社会は学んだことを繰り返し学習する機会が少ないこと、また実験の手順や操作の意味の理解が不十分のまま、単に教師の指示どおりに作業をする子供が一部に見られることなどが挙げられ、実験等に関する授業力の向上や、子供たちに自然に興味を持たせる取り組みが必要だと考えていると答弁しております。

また、中ほどから少し下でございますが、中学校では学習塾のような授業を始めているが、小学校でも必要ではないかと思うがいかがかという質問に対しまして、小学校の児童に対しては、教員の授業力を向上すること、基礎基本の反復を確実に定着を図ること等、これを可能とする授業改善推進プランの作成と実践を進めていると答弁しております。

また、その下でございますが、結果については全校とも同じ状況かという質問があり、各校により状況に違いがあり、早急な改善が必要であることから、中学校長と指導課で、緊急の学力向上対策会議を開き、各校での現状と具体的な取り組みを持ち寄り、情報交換を行った。上昇している取り組みは各校に広め、それぞれの学校が今足りないものを明確にししながら、その結果を活用していると答弁しております。

4ページをご覧ください。

中学校で生活習慣ができていないのは、小学校での生活習慣が課題なのだと思う。学校も保護者もしっかりとした対応が必要であるというご意見をいただきました。

続きまして、(6)「台東区生涯学習推進プラン」について、次のスポーツ振興基本計画につきましては、後ほど中間のまとめについて報告をいたしますので、意見等のみ紹介をさせていただきます。

まずはじめに、生涯学習推進プランについては、生涯学習課長から、現行プランの達成状況、改定の概要や今後のスケジュール等について説明をいたしました。

委員からは、下から二つ目でございますが、生涯学習は、社会課題を解決する人材を育てることであると認識している。さらに重点を置いていただきたい。またその下、育てた人材が活躍する場がないのは困る。生涯学習センターで地域の課題解決が可能となるようなスキルを身に付け、ボランティアセンターと連携し、NPOや地域活動等での社会貢献をお願いし、社会課題を解決するというステップがあり、これをサポートするのが図書館であると考えるという意見でございました。

続きまして、「スポーツ振興基本計画」については、スポーツ振興課長から、現行計画の進捗状況や達成状況等を総括し、基本計画の策定状況、今後のスケジュール等について説明をいたしました。

委員からは、未就園児の体力向上を充実していくべきである。またその下、遊びの中で体力向上が図れるような場、プレイパークの設置を含めて検討願いたいという意見。また、一番下でございますが、楽しんで一生行うスポーツとアスリートの育成は、全く異なっている。アスリートを育てるには、アスリートを早く見つけ出すことが必要である。そのような人のために研究をしてほしいというご意見をいただきました。

続きまして、(8)「台東区立図書館の基本的な考え方」について、中央図書館長から、図書館の現状と課題、目指す図書館像と基本方針、取り組みの方向性等について説明をいたしました。

委員からは、一番下でございますが、レファレンスサービスは重要であるが、こちらから求めるものを提供されることが少ない。国会図書館の共同データベースにも台東区は参加していない。メール受付もしていないことなどについてどう考えるのかという質問がございました。

これに対しまして、レファレンスの問い合わせで、資料を所蔵していない場合には類縁機関を案内している。回答までの時間短縮や利用者の求める回答になるようレファレンス事例の蓄積にも努めている。レファレンスの充実は重要な課題であり、職員の専門性の向上に継続的に取り組む必要があると認識していると答えております。また、この項目の最後でございますが、取り組みの具体案に読書提供サービスの導入があるが、どのようなものかという質問をいただいております。

区民文教委員会における審議等の状況については、以上でございます。

続きまして、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について（10月分）を資料10でご説明をいたします。

この度は、児童保育課取扱分が2件、中央図書館取扱分が2件でございます。

はじめに、児童保育課取扱分でございますが、まず、一時保育の申し込み方法について、台東区では利用経験の有無にかかわらず、月初めに区役所での抽選会に参加しないと利用ができない。また、後日空きがあっても区役所に行き、申請しないと利用できないが、荒川区では、一度利用すればあとは電話だけで利用できるシステムになっている。また、電話だけでなくインターネットでも申請できるよう変更をしてほしいという意見をいただき

ました。

次に、保育園の入園入所基準について、他区では所得の判定基準があるが、台東区にはない。また、祖父母が遠方や病気等の判断はどのようにしているのかというご質問をいただいております。

資料の裏面でございます。

中央図書館取扱分では、三ノ輪駅周辺の自転車置き場についてでございますが、三ノ輪駅に駐輪場はあるが、根岸方面の住民には大分使い勝手が悪い。そのため、根岸図書館周辺の空きスペースを整備して、有料でもいいので自転車置き場を設置してほしい。根岸図書館の駐輪場を誰でも使えるようにしてほしいというご要望をいただきました。

2件目につきましては、図書館の利用要件でございますが、文京区では区内への貸出を優先にして、区外への貸出に制限を課す制度を実施している。台東区においても要件をより強化して文京区と同様の制限を課すべきだと思ふという意見をいただきました。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 1ページ目から2ページ目にかけて、蔵前小学校の改築の進捗状況についての質疑がありましたが、この中で、帰宅時に巡回バスに乗り遅れている子供がいたという情報が、区民文教の委員のお耳に入っているようですが、教育委員会には、こういった事案あるいはその他事故等の報告というのは入っておりますでしょうか。

○事務局副参事 乗り遅れているという表現についてですが、実際は、一般の方の乗車状況によって、予定しているバスではなくて次のバスになってしまう子が何人か出た、そういったケースがあるということについてご指摘をされているところでございます。

また2点目の、事故等のことにつきましては、今のところ開始して3カ月近くになります。大きな事故なく安定して利用はできているという状況でございます。

○矢下教育長 他に、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

## (2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 平成29年度区立幼稚園及び区立認定こども園の申込状況についてご報告をさせていただきます。資料は11をご覧ください。

区立幼稚園及び区立認定こども園、短時間保育につきましては、去る11月15日及び16日の2日間で、29年度入園の申し込み受付を実施いたしました。本日はその状況及び今後の予定についてご報告をさせていただきます。

まず、項番1、区立幼稚園でございます。資料の表は、各クラス別に募集人数と応募人数をお示ししております。募集人数・応募人数は、あらかじめきょうだい優先申込を除いた数となっております。

結果といたしまして、まず、3歳児では、全体では233人の募集に対し136人の応募がございまして、前年比37人の減でございました。4歳児は、43人の募集に対し7人の応募で前年比5人の減。5歳児は67人に対し3人の応募で前年比3人の増となっております。

区立幼稚園につきましては、募集人数を超えた応募はなく、抽選は実施をいたしません。

資料の裏面をご覧ください。次に、項番2、区立認定こども園（短時間保育）でございます。

結果といたしましては、まず、3歳児では、全体では52人の募集に対し102人の応募で、前年比11人の減でございました。4歳児は、7人の募集に対し7人の応募で、前年比2人の増。5歳児は6人に対し1人という結果で、前年比増減ございませんでした。

こども園は3園全てにおきまして、3歳児が募集人数を超えておりますので、11月25日に公開で抽選を実施することとしております。

なお、区立認定こども園の長時間保育につきましては、保育園と同じスケジュールで受け付けを行っております。

次に、項番3の今後の予定でございます。先ほど申し上げましたとおり、11月25日に一次抽選、その結果以下によりましては2次抽選を実施する場合もございます。その後スケジュールは資料のとおりでございます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承を願います。

### (3) 児童保育課 エオ

○矢下教育長 次に、児童保育課のエ及びオについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 まず、資料12をご覧ください。（仮称）ベベ・ア・パリ保育園池之端の開設中止について、ご報告をいたします。

来年4月1日開設予定で事業を進めておりました、ベベ・ア・パリ保育園池之端につきましては、項番2のところにあります理由で、開設が中止となりました。

理由でございます。運営事業者である株式会社 f e s パートナースより、開設予定の不



動産物件について、建物の所有者と土地の所有者の間において調停等の審議中であり、保育所整備工事を進めることができずに、平成29年4月開設予定のこの計画自体について取りやめるとの連絡がございました。

区といたしましては、既に募集を始めておりましたところでしたので、11月11日、連絡を受けましたその日の午後から、当該保育園の入園申込受付を中止し、公式ホームページに中止記事を掲載させていただいております。

また、先週17日に、既にお申込をいただいた方につきましては、個別に文書を発送させていただきました。現在、お問い合わせをいただいている保護者に対して対応をとっているところでございます。

今後、議会報告につきましては、12月5日の子育て支援特別委員会で報告をしてまいります。

資料12については以上でございます。

次に資料13、平成28年9月子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等についてご報告をさせていただきます。

本委員会では、議案はございませんでした。

報告事項につきましては、10件ございます。今回は主な意見をいただいているところからご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ目をお開きください。

(5)番でございます。認可保育所誘致等につきまして、都有地の賃貸借についての報告をさせていただきます。

また(6)番に、家庭的保育事業等の整備について、保育ママから家庭的保育事業に移られる方の人数等についてご質問がございました。

3ページ目の項番7をご覧ください。こどもクラブの運営事業者の選定結果について、ご報告をしております。

この中では、最後から二つ目の丸ポチですが、4月のスタートから子供の名前と顔が覚えられるように費用をかけてでももしっかり引き継ぎをしてほしいというご要望がございました。

項番8番、池之端こどもクラブ・池之端児童館の仮移転期間中の運営について、ご報告をしております。

委員からは、最後のところですが、子供の居場所としてふさわしい、使いやすいレイアウトを考えてほしいというご意見をいただいております。

4ページ目でございます。

9番、橋場こどもクラブと玉姫こどもクラブの統合についてでございます。

こちらにつきましては委員から、真ん中がございますが、石浜小学校の放課後子ども教室は、4月から始まったモデル事業であり、しっかり検証して、29年度中の方針策定を待って廃止するのが筋ではないかというご意見をいただいております。

10番でございます。こどもクラブの受付申込状況についてご説明をしたところでございます。

4ページ目の後段から5ページ目につきましては、その中でも蔵前小学校の保護者から出された陳情についてのご質問がございました。こちらについては、二つの要望をいただいておりますので、これについてしっかり回答していくというところでご報告をしたところでございます。

子育て支援特別委員会については以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、児童保育課のエについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、児童保育課のオについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 前の項目とあわせてですけれども、これは大変残念なんことで、結局この保育園が開設されないことによって、どのぐらい待機児童が残ってしまうことになるのですか。

○児童保育課長 まず、予定していた数が、0歳～5歳までの49名ということになりますので、49名分の確保は間違いなくできないというところになります。

また、池之端地域には保育園、幼稚園がございませんので、こうした方々が区の中央部、例えば、東上野ですとか、南側の三筋、こういったところに保育園を求めていくということになりますと、やはり大きく中央から南側の保育園を希望されている方には影響が出るだろうと考えてございます。

現在、入園は申込を受け付けている途中でございますので、実際、何人ぐらい待機児童が出るのかという予測は、現在のところできていないところです。

○垣内委員 この中止理由についてですが、調停の審議中ということですが、とても待ってられないようなこじれた問題になっているということでしょうか。業者さんとしては、計画どおり実施されないとその分コストがかかってくるのでおやめになるのだろうと思いますが、この場所自体はいずれ近いうちに確保できるような、そういう状況なのでしょうか。

○児童保育課長 土地をお持ちの方と、建物をお持ちの方の中では、既に4回の調停をされているところでごございまして、土地所有者の方は地上権を今回買い取って、何か計画をされたいというお考えがあるように聞いてございます。そのため、弁護士等を立てて、それぞれお話をしていただいたところではございますが、やはり短期間に解決することはできないということが判明いたしましたので、運営事業者のほうから辞退届が出たというところでございます。

○垣内委員 残念ですね。場所がなくて、なかなか開設できないと聞いているので。この場所は、ほかの目的に転用される可能性が高いと理解してよろしいでしょうか。

○児童保育課長 直接、私どもも土地をお持ちの会社の方とお話をさせていただいたとこ

ろですが、何にお使いになるのかということは明かしていただけませんでした。何か別のものをお考えになっているのかなという感じをしております。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のエ及びオについては、報告どおり了承を願います。

## (2) 生涯学習課 カキ

○矢下教育長 次に、生涯学習課のカ及びキについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、まず横山大観旧宅及び庭園の国史跡及び名勝指定についてご説明いたします。資料14をご覧ください。

項番の1、概要でございます。11月18日に開催されました文化庁の文化審議会文化財分科会におきまして、「横山大観旧宅及び庭園」を史跡及び名勝とすることが審議、議決し、文部科学大臣に答申されました。今回の答申を経て、史跡及び名勝の指定は後日文部科学大臣の官報告示により行われるものでございます。

なお、現在本文化財は、公益財団法人横山大観記念館が所有・管理をして、一般公開をされてございます。

項番の2、史跡及び名勝でございます。史跡とは、貝塚、古墳など歴史上または学術上価値の高い文化財で、今回の答申により区内には5件目となります。

名勝とは、我が国のすぐれた国土美として、芸術上または観賞上価値の高い文化財のことで、庭園、山岳等の名勝地でございます。今回の答申により、区内では3件目となります。

項番の3、横山大観旧宅及び庭園（概要）でございます。近代日本を代表する画家で、台東区名誉区民第1号でもある横山大観の自宅兼画室及び庭園で、明治42年に現在の場所に本家を構え、昭和20年の空襲で建屋を焼失しましたが、昭和29年に再建され、90歳で死去されるまで、ここで日本画の創作を行ってございました。

資料の裏面をご覧ください。住居及び庭園のご説明を記載してございます。後ほどご覧いただければと思います。

項番の4、内覧会及び記念講演会でございます。今回の指定答申を記念しまして、内覧会と記念講演会を予定してございます。

内覧会につきましては、11月28日月曜日の午前10時から午後3時を予定してございます。

記念講演会は、来年の1月14日の土曜日、午後1時から池之端1丁目にご覧いただけます上野区民館で講師に横山大観記念館執行理事の横山浩一氏をお招きする予定でございます。

講演後は横山大観記念館の見学を予定しております。

項番の5、参考としまして、史跡・名勝の一例を記載してございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

次に、浅草寺伝法院（客殿・玄関）の文化財復元補助についてご説明をさせていただきます。

きます。資料15をご覧いただきたいと思います。

項番1、事業概要及び項番2、文化財名称でございます。平成27年に国の重要文化財に指定されました浅草寺伝法院は、国庫補助事業として実施をされています、伝法院整備事業の建物調査におきまして、構造補強等が必要と判断されたため、国庫補助を受けて伝法院6棟のうち、損傷の著しい客殿及び玄関から、保存修理事業を行うものでございます。これにあわせまして、区としても台東区国指定文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、事業費の一部を負担するものでございます。

項番3、補助対象事業者でございます。対象は宗教法人浅草寺でございます。

項番4、事業期間でございます。本年11月から平成36年3月までの89カ月間を予定してございます。

項番5、事業工程でございますが、資料に記載のとおりでございます。

項番6、総事業費でございます。本件の保存修理に要する経費は、総額の予定として14億9,000万円が見込まれてございます。

項番7、補助率でございます。台東区指定文化財補助事業費の補助金交付要綱に基づきまして、台東区は事業費に対しまして12.5%の負担を予定してございます。

項番8、平成28年度区補助額（予定）でございます。本年度は設計及び工事区域の整備などを実施し、事業費として合計で全額として約800万円が見込まれてございます。そのため、区の負担としては約100万円を予定してございます。

項番9、今後の予定でございます。第4回区議会定例会、文化・観光特別委員会に報告の予定でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、生涯学習課のカについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、生涯学習課のキについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のカ及びキについては、報告どおり了承いたします。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後0時28分 閉会